

～水戸市と、水戸市北見町に所在する国の5官署が連携し、

「災害時の支援等に関する協定」を締結しました～



協定締結をおえて①

(左:高橋市長、右:来田水戸財務事務所長)



協定締結をおえて②

(5官署代表及び高橋市長)

水戸市北見町に所在する5官署（財務省関東財務局水戸財務事務所、総務省茨城行政評価事務所、水戸地方検察庁、国税庁関東信越国税局水戸税務署、農林水産省関東農政局茨城県拠点）と水戸市は、平成29年3月30日（木）、災害時の支援等に関する協定を下記のとおり締結しました。

本協定は、水戸市内で地震、風水害等の災害が発生した場合において、被害情報の収集・伝達を行うほか、水戸市からの要請により、帰宅困難者等の一時滞在施設として、庁舎を提供するなど、より一層円滑に対応するために締結するものです。

#### 記

1. 協定の名称 災害時の支援等に関する協定
2. 協定締結先 水戸市
3. 協定締結日 平成29年3月30日（木）
4. 協定内容 災害発生時に水戸市に対して以下の支援等を行う。
  - 被害情報の収集・伝達
  - 帰宅困難者等の一時滞在施設としての庁舎の提供

このほか、財務局の災害時の業務である、被災された方に便宜（金融上の措置）を講ずるよう金融機関等への要請、地方公共団体へ災害緊急資金手当、公共土木施設災害復旧のための査定立会の迅速な実施などを円滑に行い、国民生活の安定に寄与できるように努めてまいります。

今後とも、関東財務局管内の自治体との連携強化を図り、地域や社会のニーズに的確に対応して、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ 関東財務局水戸財務事務所総務課  
029-221-3189